

平成24年度定期監査結果報告

1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる各課、所など（以下「各課等」という。）を対象として実施した。

総務部	総務課 財政課 契約検査課 税務課
企画部	総合政策課 地域情報課 市民活力推進課
市民福祉部	福祉課 子育て支援課 長寿いきがい課 市民保険課 健康づくり課
環境産業部	環境衛生課 商工港湾課 観光振興課 林業木材振興課 農業振興課
都市整備部	都市整備課 道路河川課 公営企業管理課 上下水道整備課
二ツ井地域局	総務企画課 市民福祉課 環境産業課 建設課
会計課	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課 能代教育事務所 学校教育課 学校給食センター 能代商業高等学校 生涯学習・スポーツ振興課 中央公民館 文化会館 図書館 子ども館 勤労青少年ホーム 働く婦人の家 サンウッド

2 監 査 の 期 間

前 期 定 期 監 査 (施設実地監査)	平成 24 年 4 月 9 日から平成 24 年 5 月 15 日まで	6 月 26 日まで
中 期 定 期 監 査 (施設実地監査)	平成 24 年 7 月 11 日から平成 24 年 7 月 26 日まで	7 月 27 日まで
後 期 定 期 監 査 (工事現場等調査)	平成 24 年 7 月 26 日から平成 25 年 9 月 27 日まで	7 月 27 日まで
	平成 24 年 11 月 14 日	2 月 8 日まで

3 監 査 の 範 囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課等の、平成 24 年 9 月末日までに執行された事務事業について、次の事項を主眼として実施した。

(1) 予算の執行状況について

- ① 予算流用及び予備費充用について
- ② 支出手続きについて
- ③ 契約事務について

(2) 収入事務について

- (3) 現金の取扱について
- (4) 施設の管理状況等について
- (5) その他

4 監 査 の 方 法

監査の対象とした各課等の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(1) 予算の執行状況について

① 予算流用及び予備費充用について

財務会計システムからデータを取り出し、調査が必要と思われるものを抽出し、担当職員から説明を聴取した。

② 支出手続について

各課等ごとに事業単位で数件抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

③ 契約事務について

各課等ごとに数件ずつ抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(2) 収入事務について

各課等ごとに、調定票、収入済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(3) 現金の取扱について

各課等、対象施設ごとに、関係台帳、収入済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、主に維持管理の状況、使用料等の取り扱い等について、担当職員から説明を聴取し、実地にて確認を行った。

5 監 査 の 結 果

監査の結果、平成24年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認められるもの及び意見等の中で重要なものは次のとおりである。

これ以外の内容については、各課等ごとの記載欄に記述しているが、軽微な誤り等も含め、講評の際に、改善と職員への周知を要望したところである。

I 各種団体の事務局等の取り扱いについて

市には、事務局等として各種団体の事務を行っているものがあり、行政の事業を補完することや、関係機関との連絡調整等がその主な目的となっている。

団体事務について個々に見ていくと、市の施策推進のため行政主導で設置され、当然に市がその事務局となるべきものもあるが、必ずしも市で行う必要性がないのではないかと思われるようなものも見受けられる。

職員数が減少し、事務量が増加する中にあっては、団体事務を担当している職員の負担増により、本来の行政の業務に影響を及ぼすことも危惧され、また、団体の一般的な連絡調整等の事務だけでなく、会計事務も持っているものについては、公金でないとはいえ、現金（通帳や印鑑を含む）の管理に対する責任も負わなければならぬ。

このようなことを踏まえ、各種団体の事務については、真に市が行わなければならないものか、その影響や効果を検証し、団体とも十分協議のうえ検討されたい。

II 地域センター等における業務の責任の所在について

各地域センターは公民館としての役割や地域連携施設としての役割も担っており、それぞれ、地域センター所長、公民館長、地域連携施設長としての発令（本務、併任等）を受けている。

しかしながら、本務、併任の発令の区別に明確な理由が見あたらないことや、様々な役割を担っていることにより、地域センター等においては、その業務の所管課がどこなのか、決裁権者が誰なのか曖昧になっている事例も見受けられる。

業務の実施にあたり、内部統制が機能しないということがないよう、責任の所在を明確にされたい。

（参考）

各地域センター 発令及び所管課等		向能代	南	扇沢	檜山	鶴形	常盤
地域センター所長	市民活力推進課	(本務)	(併任)	(併任)	(本務)	(本務)	(本務)
	業務委託の決裁				○	○	
公民館長	中央公民館	(併任)	(本務)	(本務)	(併任)	(併任)	
	業務委託の決裁	○	○	○			○
地域連携施設長	檜山～市民活力推進課				(事務取扱)		
	常盤～学校教育課						(併任)

III 内部統制について

これまでの定期監査でも指摘してきたが、今年度も、チェック体制が機能していれば防げるような事例が散見された。

決裁を得る際は、通常、数名の職員を経由するが、その段階で目を通していくればすぐ気付くような単純なミスも多く、決裁権者はもとより、職員一人一人が自覚をもって業務に従事されたい。

係内、課内のチェック体制について改めて検証し、有効な手段については府内で共有する手法も検討しながら、所要の改善措置を講じるよう求めるものである。

各課等の監査した主な内容、監査結果等は、次のとおりである。